

Mirai Value 投資一任契約の契約締結時交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 4 の規定により交付するものです。)

ご氏名：〇〇 〇〇 様

1. 当社の商号および連絡先等

商号等：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2336 号
本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号
連絡先：お取引のある部店までご連絡ください

2. 契約締結日

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

3. 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項

お客さまは、Mirai Value 投資一任約款にかかる投資一任契約（以下「本投資一任契約」といいます。）に基づき、金融商品等の価値等の分析に基づく投資判断の全部および投資を行うにあたって必要となる権限を当社へ一任していただきます。当社はお客さまと合意した内容の範囲内で一任していただいた権限を行使し、ご契約資産の運用を行います。

4. 報酬の額及び支払の時期

< 直接費用 >

お客さまは、「Mirai Value」（以下、「MV サービス」といいます。）にかかる報酬として「投資顧問料」及び「口座管理手数料」（以下合わせて「報酬」といいます。）を以下の通り、当社に対して支払うものとします。

(1) 報酬料率（年率）

- ・投資顧問料：0.14%（税抜）、0.154%（税込）
- ・口座管理手数料：0.65%（税抜）、0.715%（税込）
- ・合計：0.79%（税抜）、0.869%（税込）

(2) 報酬金額の計算方法

① 1 日あたり報酬金額

投資顧問料および口座管理料のそれぞれにつき、日々の運用資産の時価評価額に投資顧問料および口座管理料の各報酬料率（税込）を乗じ、365 日（閏年は 366 日）で除して得られた額（小数点以下第 9 位を切捨て）を 1 日あたり報酬金額とします。なお、この計算は運用開始日から投信最終受渡日（全売却に伴う、運用資産で組入

れている複数の投資信託の売却に係る受渡日のうち、最も遅い受渡日のことをいいます。以下同じ）前日まで行います。

② 1月あたり報酬金額

各月の月初（但し、運用開始日の属する月においては運用開始日）から月末まで（以下「計算期間」といいます。）の1日あたりの各報酬の合計金額（円未満切捨て）を1月あたり報酬金額とします。なお、全売却のお申込みを行われた場合は、1月あたり報酬金額の計算は行いません。

③ 全売却時報酬金額

初回運用開始日から全売却に伴う投信最終受渡日前日までの1日あたりの各報酬の合計金額から、既に引落とし済みの1月あたりの各報酬の合計金額及び既に引落とし済みの全売却時報酬金額がある場合は当該全売却時報酬金額の合計金額を減じて得られた額（円未満切捨て）を全売却時報酬金額とします。

なお、③で定める全売却時報酬金額には(i)既に引落とし済みの全売却時報酬金額がある場合において切り捨てられた円未満の金額及び(ii)既に引落とし済みの1月あたりの各報酬の合計金額において切り捨てられた円未満の金額の合計金額の合計金額のうち整数部分が包含されています。左記の合計金額のうち円未満の部分は次回の全売却時報酬金額計算時に(i)になります。

(3) 報酬支払方法

前号に定める報酬金額を次号に定める報酬支払時期に、運用資産として管理しているMRF又はお預り金より引落とします。

(4) 報酬支払時期

① 1月あたり報酬金額

計算期間の翌月初第二営業日、但し、引落としができない場合は翌月初第九営業日以降の日を1月あたり報酬金額の報酬支払時期とします。

② 全売却時報酬金額

全売却に伴う金銭の支払日を全売却時報酬金額の報酬支払時期とします。

※ 消費税率は10%で計算しています。税制等の変更により、税率が変更された場合は、変更後の税率によります。

※ 税込料率は最大値となります。

※ 運用資産の時価評価額はMRF・お預り金が含まれた金額となります。

<間接費用>

投資対象とする国内公募投資信託及びMRFについて、当該投資信託の約款の定めにしたがい、お客さまの負担する費用が発生します。詳細は各投資信託の目論見書等に記載されます。

運用管理費用（信託報酬）が各投資信託の純資産総額に対して上限0.22%（年率・税込）がかかります。但し、MRFについては上限1.02%（年率・税込）となります。運用管理費用の他に信託事務の諸費用（監査費用を含む）が、各投資信託（MRFを

除く)の純資産総額に対して上限 0.11% (年率・税込) かかります。また、別途、各投資信託 (MRF を含む) が投資対象とする有価証券にかかる売買委託手数料や外国での保管費用等の費用が発生しますが、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。

なお、本投資一任契約に基づく個々の有価証券取引を行うにあたっては、売買手数料等は無料となります。

5. 契約の解除に関する事項

お客さまと当社の間で締結する本投資一任契約は、以下の場合解約となります。

- ・ お客さまが当社所定の方法により、契約の解約を当社に申出た場合
- ・ MV サービスに関して、「証券取引約款 (個人のお客さま用)」、「MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款」、「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」、「オンライントレード電子交付サービス利用規定」及び「オンライントレード報告書等電子交付サービス利用規定」に定める解約事由が発生した場合
- ・ メイン口座を利用する取引に関して、「証券取引約款 (個人のお客さま用)」、「MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款」及び「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」に定める解約事由が発生した場合
- ・ お客さまに以下の事由が生じた場合
 - ① お客さまの死亡にかかる届出を当社が確認した場合
 - ② お客さまが日本に居住しない旨の届出があった場合、またはお客さまが日本に居住しないこととなったことを当社が確認した場合
 - ③ お客さまが破産手続の開始の決定を受けたことを当社が確認した場合
 - ④ 上記①から③のほか、本契約を継続し難いものと当社が判断した場合
- ・ お客さまが当社への通知を行わないまま転居した等の事由により、当社から送付した郵便物が不着となった後、当社が定める一定の期間が経過した場合
- ・ やむを得ない事情により、MV サービスの提供を継続し難いものと当社が判断した場合

6. 契約期間

契約期間の定めはありません。

7. お客さまの資産の内容及び金額

当社は、本投資一任契約に基づき、国内公募投信による分散投資を行います。運用金額はラップ口座への入金額の累計とします。なお、ラップ口座の MRF 及びお預り金の残高が 10 万円以上となったことを当社が所定の方法により確認した日より投資運用サービスを開始し、減額があった場合は、当該金額を差し引きます。

8. 投資判断者に関する事項

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 投資運用室

※ 当社は適宜投資判断を行う部署を追加、削除または変更することができます。この場合、当社はお客さまに速やかに通知を行います。

9. 投資の方法および取引の種類

MV サービスによる運用においては、当社が提供するお客さまのリスク特性診断をもとに、お客さまが選択したリスクレベルに応じて、グローバル市場で代表的な投資対象に国際分散投資し、リスク水準に配慮しながら中長期にわたり運用資産の安定的な成長を目指します。

運用の対象となる有価証券は、当社の定めるラップ専用の国内公募投資信託とし、ラップ口座において当社の判断により運用します。

10. 運用報告書を交付する頻度

年4回、3、6、9、12月末基準で作成のうえ、電子交付します。

以上

9000-0033(24.07)